



茨 労 発 基 第 1459 号
平成 24 年 10 月 15 日

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会茨城支部長 殿

茨城労働局長



労働災害減少に向けた緊急要請について

茨城県内における労働災害による休業4日以上¹の死傷者数は平成22年、23年と2年連続で増加しました。

この間、茨城労働局においては、労働災害が増加傾向にある業種に対する集中的な指導の実施や関係団体への労働災害防止対策の推進要請など、労働災害の減少に向けた様々な取組を行ってきました。

しかしながら、平成24年に入っても、その増加傾向には歯止めがかからず、茨城県内においては今年²の9月末までに発生した労働災害による休業4日以上¹の死傷者数は、前年同期と比べて1.8%増加し、加えて死亡災害も前年同期と比べて8件増加するなど、極めて憂慮すべき事態にあります。

全国の労働災害の発生状況につきましても同様な傾向が続いていることから、今般、厚生労働省は労働基準局安全衛生部長名により関係団体に対して別添のとおり「労働災害減少に向けた緊急要請」（以下、「緊急要請」）を行ったところ³です。

つきましては、茨城県内の労働災害発生状況並びに「緊急要請」につきまして、傘下の会員事業場に周知いただくとともに、労働災害防止活動のより一層の強化に特段のご配慮をお願いいたします。

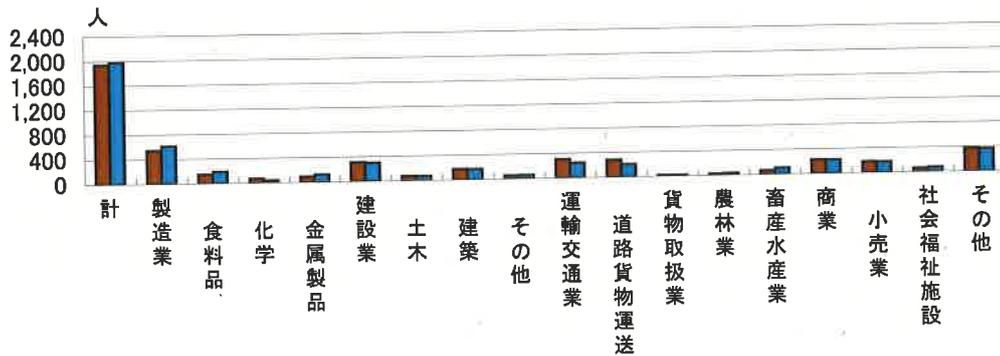
労働災害発生状況(茨城)

(平成24年9月末現在)

業種別	休業4日以上		死亡者数		増減	
	23年 1月~9月	24年 1月~9月	23年 1月~9月	24年 1月~9月	休業	死亡
計	1,945	1,979	20	28	34	8
製造業	545	613	2	4	68	2
食料品	149	193	1	0	44	-1
化学	72	44	0	2	-28	2
金属製品	92	124	0	1	32	1
建設業	310	302	9	9	-8	0
土木	76	71	1	5	-5	4
建築	177	169	4	2	-8	-2
その他	57	62	4	2	5	-2
運輸交通業	308	242	3	6	-66	3
道路貨物運送業	283	209	3	6	-74	3
貨物取扱業	19	19	1	0	0	-1
農林業	31	38	0	1	7	1
畜産水産業	68	102	0	0	34	0
商業	231	221	1	4	-10	3
小売業	180	176	0	4	-4	4
社会福祉施設	60	77	0	0	17	0
その他	373	365	4	4	-8	0

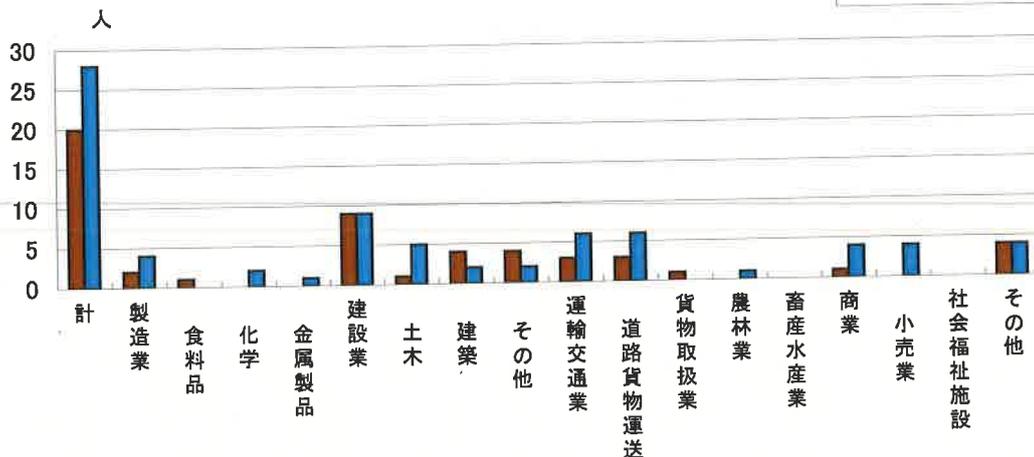
休業4日以上

■ 23年 ■ 24年



死亡者数

■ 23年 ■ 24年



基安発0928第2号

平成24年9月28日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

労働災害減少に向けた緊急要請について

労働災害による休業4日以上死傷者数は、平成22年、23年と2年連続で増加した。このような事態は、いわゆる石油ショック後の景気回復期以来、実に33年ぶりのことである。

今年1月から6月にかけて、労働災害が増加傾向にあった建築業、陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設に対する集中的な取組を実施したところである。しかしながら、平成24年に入っても、労働災害の増加傾向には歯止めがかからず、8月末現在で対前年比7.9%の増加となっており、極めて憂慮すべき事態である。

労働災害の防止のためには、企業の安全衛生活動を総点検し、労使、関係者が一体となって労働災害防止活動を徹底していく必要があることから、関係団体に対して別添のとおり労働災害の減少に向けた緊急要請を行ったところである。

については、各局においても、管内の実情に応じて、関係事業者に対して労働災害防止対策の適切な実施につき指導するとともに、管内の関係団体の長に対して同様の要請を行われたい。

労働災害減少に向けた緊急要請

労働災害の発生件数は、労使の皆さまのご尽力もあり、長期的には着実に減少してきましたが、平成22年、23年と2年連続で増加しました。このような事態は、実に33年ぶりのことです。

この間、厚生労働省においても、労働災害が増加傾向にある業種に対する集中的な指導の実施等、労働災害の減少に向けて様々な取組を行ってまいりましたが、平成24年に入ってもその増加傾向には歯止めがかからず、8月末現在で対前年比7.9%の増加となっています。この傾向が続けば3年連続増加という極めて憂慮すべき事態も十分想定されます。

労働災害が増加に転じた背景には、様々な要因があります。リーマンショック以降の生産水準の回復や東日本大震災の復旧・復興工事の影響もその一因と考えられます。しかしながら、着実に減少していた製造業や建設業の労働災害が増加に転じた背景には、厳しい経営環境の中での安全衛生管理体制の劣化があることが懸念されます。また、第三次産業や陸上貨物運送事業の労働災害は、長期的には労働災害全体が減少する中でも、横ばい傾向を続けてきました。特に第三次産業は、全労働者数に占めるウェイトが高くなる中、必ずしも十分な安全管理体制が確保されていないことが危惧されます。さらに若年者をはじめ経験が十分でない労働者に対して効果的な安全衛生教育が実施されているのでしょうか。

いずれにしても、いかなる経済情勢下にあっても、労働災害は本来あってはならないものです。事業者の皆様におかれましては、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという強い決意のもと、企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請します。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害の防止に努めていただきますよう、要請いたします。

- 一、安全衛生管理体制の充実
- 一、個々の労働者の状況に即した効果的な安全衛生教育の実施
- 一、「見える」安全活動など創意工夫した効果的な自主的安全衛生活動の実施

平成24年9月28日

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長 宮野 甚一